

「申請に対する処分」基準等公開票（条例又は規則）

許認可等の名称	特別の設備を設けることの承認許可	
根拠条例等・条項	堺市茶室条例施行規則第6条	
所 管 課	文化観光局 博物館 学芸課	
審 査 基 準	<p>(1) 特別の設備を設けることにより、茶室の保存維持のうえで障害がないと認めること。</p> <p>(2) 茶室の管理上障害がないと認めること。</p>	
標準処理期間	標準処理期間	3日間
	標準処理期間を設定できない理由	